

随意契約の結果

平成19年6月1日～6月30日契約締結分

独立行政法人住宅金融支援機構首都圏支店

業務又は物品購入等契約の名称 及び数量等	契約担当役の氏名及び その所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
住宅情報誌への広告掲載	首都圏支店契約担当役 松下 哲也 東京都文京区後楽1丁目4－10	平成19年6月29日	(株)リクルート 東京都港区東新橋1丁目9－2	1,680,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、契約相手方が発行する住宅情報誌 に広告を掲載するものである。広告掲載にあ たっては、同誌の発行元である契約相手方と 契約することが必要であるため、随意契約を締 結したものである。	

(注1)金額については、消費税等相当額を含む。
(注2)当機構会計規程施行細則第40条の規定に基づく公表である。